

岡山県老人福祉費（在宅）補助金交付要綱

昭和 47 年 7 月 29 日

厚第 825 号民生労働部長通知

[沿革]

昭和 48 年 7 月 4 日	厚第 633 号	昭和 62 年 12 月 9 日	高第 310 号	平成 13 年 1 月 30 日	長寿第 1538 号
昭和 49 年 6 月 21 日	厚第 579 号	昭和 63 年 10 月 8 日	高第 264 号	平成 14 年 2 月 22 日	長寿第 1598 号
昭和 50 年 10 月 28 日	厚第 1460 号	平成 元年 12 月 25 日	高第 338 号	平成 15 年 1 月 27 日	長寿第 1327 号
昭和 51 年 6 月 7 日	厚第 502 号	平成 3 年 1 月 7 日	高第 434 号	平成 16 年 2 月 6 日	長寿第 5555 号
昭和 52 年 1 月 31 日	厚第 1779 号	平成 3 年 10 月 9 日	高第 359 号	平成 17 年 2 月 22 日	長寿第 1474 号
昭和 52 年 7 月 7 日	厚第 743 号	平成 4 年 2 月 17 日	高第 588 号	平成 18 年 2 月 28 日	長寿第 1421 号
昭和 53 年 7 月 27 日	厚第 709 号	平成 4 年 3 月 18 日	高第 659 号	平成 19 年 3 月 9 日	長寿第 1640 号
昭和 54 年 8 月 27 日	厚第 949 号	平成 5 年 3 月 5 日	高第 788 号	平成 21 年 3 月 30 日	長寿第 1940 号
昭和 55 年 6 月 19 日	厚第 554 号	平成 5 年 12 月 21 日	高第 668 号	平成 24 年 4 月 1 日	長寿第 0002 号
昭和 56 年 8 月 25 日	家第 524 号	平成 6 年 12 月 12 日	高第 753 号	令和 3 年 11 月 30 日	長寿第 1121 号
昭和 57 年 11 月 10 日	高第 205 号	平成 7 年 11 月 28 日	高第 728 号		
昭和 58 年 8 月 29 日	高第 142 号	平成 8 年 11 月 12 日	高第 733 号		
昭和 59 年 10 月 11 日	高第 165 号	平成 10 年 2 月 2 日	高第 900 号		
昭和 60 年 11 月 11 日	高第 200 号	平成 11 年 2 月 25 日	長寿第 1118 号		
昭和 61 年 8 月 25 日	高第 197 号	平成 12 年 2 月 14 日	長寿第 1108 号		

(趣旨)

第 1 条 知事は、老人福祉の推進を図るため、別表に定める事業を行う市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項または第 252 条の 22 第 1 項の規定により政令で指定された市を除く。以下同じ。）等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助額)

第 2 条 補助額は、事業ごとに、別表に定める補助基準額、対象経費の実支出額及び総事業費（市町村が助成して事業を実施する場合はその助成額）から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額から費用負担基準による徴収額を差し引いた額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業ごとの額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて県民局長に提出しなければならない。

1. 県費補助金所要額調書（様式第 2 号）
2. 事業実施計画書（様式第 3 号）
3. 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(申請の取下げ期限)

第 4 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた日から起算して 30 日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第 5 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 10 条の規定により、補助事業の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請

書（様式第4号）を県民局長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

2 第1項ただし書きの軽微な変更とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以内での、各経費間の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20%以内の減額

（実績報告書）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて補助事業完了後10日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに県民局長に提出しなければならない。

1. 県費補助金精算書（様式第6号）
2. 事業実施状況調（様式第7号）
3. 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第7条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（書類の提出）

第8条 明るい長寿社会づくり推進事業について提出すべき書類は、岡山県事務処理規則（昭和44年岡山県規則第55号）第9条の規定により、前条までの規定にかかわらず、岡山県知事に提出することとする。

別表

事業名	補助基準額	対象経費	補助率
老人クラブ活動等事業	「老人クラブ活動等事業の実施について」(平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知)に基づき、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し、市町村が行う助成事業費であって、知事が必要と認めた額	老人クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2 —以内 3
明るい長寿社会づくり推進事業	「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業運営要綱」(平成元年10月19日老福第187号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に基づき、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が行う事業に対する助成費であって、知事が必要と認めた額	事業実施に必要な、報償費、給料、職員手当等、共済費、報酬、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料	10 —以内 10
特別事業	(1) 被災高齢者等把握事業 「被災高齢者等把握事業の実施について」(令和2年4月30日障発0430第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、老発0430第2号厚生労働省老健局長通知)に基づき、1か所当たり、知事が必要と認めた額	特別事業(1)の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 —以内 2 <small>特定非常災害の場合</small> 10 —以内 10
	(2) 老人福祉の適正な運営に必要な事業 市町村が知事の承認を受けて実施する老人福祉の適正な運営に必要な事業に要する費用の実支出額	特別事業(2)の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、使用料及び賃借料	1 —以内 2

(事業の内容、実施方法等)

事業については、平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」、平成元年10月19日老福第187号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業運営要綱」、令和2年4月30日障発0430第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、老発0430第2号厚生労働省老健局長通知「被災高齢者等把握事業の実施について」の各事業ごとの実施要綱を適用する。

(様式第1号)

番 年 月 号
日

殿

補助事業者名

年度岡山県老人福祉費（在宅）補助金交付申請書

年度において、岡山県老人福祉費（在宅）補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額金 円
- 2 県費補助金所要額調書（様式第2号）
- 3 事業実施計画書（様式第3号）
- 4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(様式第2号)

年度岡山県老人福祉費（在宅）補助金所要額調書

補助事業者名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A - B)	対象経費支出予定額	補助基準額	費用負担基準による徴収予定額	補助基本額 <small>（D、Eのうちいずれか少ない額からFを差し引いた額）</small>	補助所要額 <small>（G × 補助率）</small>	備考
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	
単位老人クラブ活動に対する助成									
市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成									
市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業に対する助成									
明るい長寿社会づくり推進事業									
特別事業	被災高齢者等把握事業								
	老人福祉の適正な運営に必要な事業								
合計									

(注) 1 A欄には、それぞれの事業について、各補助事業者における事業費の合計額を記載すること。したがって、市町村が助成を行う事業については、市町村の総助成額を記載すること。
 2 利用者から徴収した実費相当額（原材料費、光熱水費等）については、B欄に記載し、D欄には実費相当分に対応する額は含めない。
 3 H欄において1,000円未満の端数が生じた場合には、事業ごとにこれを切り捨てること。

(様式1)

1 老人クラブ活動等事業実施計画書

市町村名

ア 老人クラブに対する助成計画

適正老人クラブ数	実施予定老人クラブ数	対象経費支出予定額
クラブ	クラブ	千円

イ 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成計画

実施市町村老連数	対象経費支出予定額
市町村老連	千円

ウ 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画（詳細は別紙1）

市町村老連名	実施予定事業数	対象経費支出予定額
		千円

(別 紙1)

市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画書

市町村名

事業名		
事業実施市町村老連		
事業内容		
実施の方法		
講習会等名		
講師名等(役職等)		
参加対象者		
参加人数	人	
実施回数	回	
実施場所		
実施期間		
総事業費	千円	
積算内訳	(経費区分)	
対象経費支出予定額計		

(注) 事業ごとに本事業計画書を作成すること。

(様式2)

2 明るい長寿社会づくり推進事業実施計画

ア 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
推進機構の名称			
組織の状況	ア 組織図		
	イ 職員配置 名 (うち常勤 名)		

イ 事業実施概要及び所要額内訳

事 項	具 体 的 内 容 及 び 所 要 額 内 訳		
	内 容	所 要 額 内 訳	
		区 分	金 額
人 件 費		○ ○ ○ 小 計	円
管 理 費		旅 費 需用費 ○ ○ 小 計	
○○○事業		報償費 旅 費 需用費 ○ 小 計	
合 計		報償費 賃 金 旅 費 ○ 合 計	

(様式3の1(1))

3 特別事業対象経費支出予定額算出明細書 (被災高齢者等把握事業)

	市町村名
区分	費用の額
給料	
職員手当等	
報酬	
賃金	
共済費	
報償費	
旅費	
需用費	
役務費	
委託料	
使用料及び賃借料	
備品購入費	
合計	0

(様式3の1(2))

3特別事業計画書(被災高齢者等把握事業)

市町村名

実施地域 A	実施期間 B	日数 C (日)	派遣 専門職員数 D (延べ 人)	対象人数 E (人)	うち関係支援機関 につないだ人数 F (人)	対象者の選定に 用いる名簿等 G	対象地域とする理由 H	備考 I
(例)●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	300人	150人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災高齢者のみ
(例)●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	100人	50人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災障害者のみ
合 計		20日	24人	400人	200人			

- (注) 1. E欄は、対象人数の把握が困難な場合は対象世帯数としても差し支えない。(その際は単位を世帯に変更すること。)
2. F欄は、既に実施した地域のみ記入で差し支えない。
3. G欄は、訪問等の対象者(または世帯)の選定に用いた名簿の名称等に記載すること。なお、全戸訪問の場合はその旨記載すること。
4. H欄は、当該地域を対象とする理由を記載すること。(1~2行程度の簡潔な理由で差し支えない。)
5. 委託により事業を行う場合は、I欄に委託先を記入すること。
6. 被災高齢者と被災障害者の把握を別に行う場合は、行を分け、I欄に区分を記入すること。
7. (例)は提出時に削除すること。

(様式3の2)

3 特別事業実施計画 (老人福祉の適正な運営に必要な事業)

市町村名

事業名			
実施主体			
実施期間			
事業目的 及び内容			
所要額	区 分	対象経費支出予定額	積算内訳
	人件費 旅用費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	円	
	計		

(注) 各事業毎に作成し、要綱等関係資料を添付すること。

(様式第4号)

番 年 月 号
日

殿

補助事業者名

補助金等交付決定変更
承認申請書
事補助事業等中止（廃止）

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった
年度岡山県老人福祉費（在宅）補助金による事業を下記のとおり変更したいの
で、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、そ
の承諾を申請します。

記

- 1 変更する事業の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更の内容
- 4 中止の期間

(様式第5号)

番 年 月 号
日

殿

補助事業者名

年度岡山県老人福祉費（在宅）補助金事業実績報告書

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた 年度岡山
県老人福祉費（在宅）補助金に係る事業実績について、岡山県補助金等交付規則（昭和4
1年岡山県規則第56号）第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 県費補助金精算書（様式第6号）
- 2 事業実施状況調（様式第7号）
- 3 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(様式第6号)

年度岡山県老人福祉費（在宅）補助金精算書

補助事業者名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A - B)	対象経費 支出予定額	補助基準額	費用負担基準に よる徴収予定額	補助基本額 <small>（D、Eのうちいずれか 少ない額からFを 差し引いた額）</small>	補助所要額 (G × 補助率)	備考
	A	B	C	D	E	F	G	H	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
単位老人クラブ活動に対する助成						/			
市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成						/			
市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業に対する助成						/			
明るいまるい長寿社会づくり推進事業						/			
特別事業	被災高齢者等把握事業					/			
	老人福祉の適正な運営に必要な事業					/			
合計						/			

- (注) 1 A欄には、それぞれの事業について、各補助事業者における事業費の合計額を記載すること。したがって、市町村が助成を行う事業については、市町村の総助成額を記載すること。
 2 利用者から徴収した実費相当額（原材料費、光熱水費等）については、B欄に記載し、D欄には実費相当分に対応する額は含めない。
 3 H欄において1,000円未満の端数が生じた場合には、事業ごとにこれを切り捨てること。

(様式第7号)

年度岡山県老人福祉費（在宅）補助金事業実施状況調

補助事業者名（ ）

- 1 老人クラブ活動等事業実施状況 (様式4)
- 2 明るい長寿社会づくり推進事業実施状況 (様式5)
- 3 特別事業実施状況
 - (1) 被災高齢者等把握事業 (様式6の1(1)(2))
 - (2) 老人福祉の適正な運営に必要な事業 (様式6の2)

(注) 実施事業についてのみ記載のこと。

(様式4)

1 老人クラブ活動等事業実施状況

市町村名

ア 老人クラブに対する助成（詳細は別紙3）

適正老人クラブ数	実施老人クラブ数	対象経費支出済額
クラブ	クラブ	千円

イ 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成（詳細は別紙4）

実施市町村老連数	対象経費支出済額
市町村老連	千円

ウ 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画（詳細は別紙2）

市町村老連名	実施事業数	対象経費支出済額
		千円

(別紙2)

市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業計画書

市町村名

事業名		
事業実施市町村老連		
事業内容		
実施の方法		
講習会等名		
講師名等(役職等)		
参加対象者		
参加人数	人	
実施回数	回	
実施場所		
実施期間		
総事業費	千円	
積算内訳	(経費区分)	
対象経費支出済額計		

(注) 事業ごとに本事業計画書を作成すること。

(別紙3)

老人クラブに対する助成事業実施状況調

市町村名

	単位老人クラブ名	会員数	補助金支出済額	主な活動内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
計	クラブ	人	円	

(様式5)

2 明るい長寿社会づくり推進事業実施状況

ア 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
推進機構の名称			
組織の状況	ア 組織図		
	イ 職員配置		
	名 (うち常勤		名)

イ 事業実施概要及び所要額内訳

事 項	具 体 的 内 容 及 び 支 出 額 内 訳		
	内 容	所 要 額 内 訳	
		区 分	金 額
人 件 費		○ ○ ○ 小 計	円
管 理 費		旅 費 需用費 ○ ○ 小 計	
○○○事業		報償費 旅 費 需用費 ○ 小 計	
合 計		報償費 賃 金 旅 費 ○ 合 計	

(様式6の1(1))

3 特別事業対象経費支出済額算出明細書(被災高齢者等把握事業)

市町村名

区分	費用の額(円)	積算内訳・内容
給料		
職員手当等		
報酬		
賃金		(例) 介護支援専門員 @10,000円 × 24人 = 240,000円
共済費		
報償費		
旅費		(例) 県庁ー●●市役所(往復) @2,000円 × 24人 = 4,800円 (例) 宿泊費 @6,000円 × 24人 = 144,000円
需用費 …費 (例)燃料費		(例) ガソリン代 @140円 × 20L × 2台 = 5,600円
役務費 …費 …費		
使用料及び 賃借料		
備品購入費		
委託料		(委託先・委託内容を以下に記入し、委託料の内訳をこの様式で別紙提出すること。) 委託先: 委託内容:
合計	円	

(注) 1. 専門職員の雇上げに係る経費については、職種ごとに積算を作成すること。

2. 積算内訳は[単価×人数・個数]の形で、可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。(記載例を参考。)

また、被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、積算内訳を分けて記入すること。

(本様式に記入しきれない場合は別葉として差し支えない。)

3. (例)は提出時に削除すること。

(様式6の1(2))

3特別事業実績報告書(被災高齢者等把握事業)

市町村名

実施地域 A	実施期間 B (日) C	派遣 専門職員数 (延べ 人) D	対象人数 (人) E	うち関係支援機関 につないだ人数 (人) F	対象者の選定に 用いた名簿等 G	対象地域とした理由 H	備考 I	
(例) ●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	300人	150人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災高齢者のみ
(例) ●●市▲▲地区	R1.10.12~R2.1.12	10日	12人	100人	50人	避難行動要支援者名簿	多数の世帯が床上まで浸水し、安否確認の必要が生じたため。	被災障害者のみ
合計	20日	24人	400人	200人				

- (注) 1. E欄は、対象人数の把握が困難な場合は対象世帯数としても差し支えない。(その際は単位を世帯に変更すること。)
 2. G欄は、訪問等の対象者(または世帯)の選定に用いた名簿の名称等に記載すること。なお、全戸訪問の場合はその旨記載すること。
 3. H欄は、当該地域を対象とした理由を記載すること。(1~2行程度の簡潔な理由で差し支えない。)
 4. 委託により事業を行った場合は、I欄に委託先を記入すること。
 5. 被災高齢者と被災障害者の把握を別に行った場合は、行を分け、I欄に区分を記入すること。
 6. (例)は提出時に削除すること。

(様式6の2)

3 特別事業実施状況 (老人福祉の適正な運営に必要な事業)

市町村名

事業名			
実施主体			
実施期間			
事業目的 及び内容			
所要額	区 分	対象経費支出額	積算内訳
	人件費 旅需用費 役員業務料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	円	
	計		

(注) 各事業毎に作成し、要綱等関係資料を添付すること。

(別紙様式 7)

番 号
年 月 日

殿

住 所
法人名
代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度在宅
福祉事業費補助金（被災高齢者等把握事業分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県規則第 5 6 号）第 1 4 条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要返納相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。